

# 第4章 公共施設における先導的な景観づくり

## 4-1 公共施設における先導的な景観づくり

国・都・区が住民の協力を得ながら整備する道路や公園などの公共施設は、まちの基盤を整備するものであり、景観上も重要な要素となっています。また、都市の基盤となる施設だけでなく、建物等すべての公共施設は、多くの人々が利用するものであり、区の景観を印象付ける重要な要素となっています。そのため、公共施設の整備においては、国・都・区が景観整備を積極的に推進し、区全体の景観形成の先導的役割を果たしていきます。

## 4-2 公共施設の整備に関する景観づくりの方針

区役所や学校、図書館などの公共建築物や公園、道路などの、国・都・区が維持・管理する公共施設の整備に関し、周辺の景観特性に配慮するとともに、都市計画道路幅幅に合わせた無電柱化など、国・都・区が先導的に景観形成を推進するための景観づくりの方針を定めます。

公共施設の整備や改修などの際には、公共施設の管理者に対し、以下に定める「公共施設の整備に関する景観づくりの方針」に基づき、景観への配慮がなされるよう調整を行います。

また、公共施設が隣り合う場合や、複数の公共施設を同時に整備する場合などにおいては、相互に連携を図りながら、調和のとれたまとまりのある景観の形成を図ります。

※国及び都が管理する公共施設については、今後、管理者と協議・調整していきます。

表 4-1 公共施設の整備に関する景観づくりの方針

公共建築物等（区役所、学校、図書館など）
<ul style="list-style-type: none"><li>・「第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準」に定める景観形成基準に沿ったものとして。</li><li>・接道部への緑化や高木による緑化、壁面の緑化など、敷地内の緑が敷地外からも見えるよう工夫を図ります。</li><li>・通りに面する外壁のデザインや門、フェンスなどは、通りに対してできる限り閉鎖的な印象とならないよう配慮します。</li><li>・周辺の環境や施設の目的に応じて、オープンスペースなど人々が交流できる空間の創出に努めます。</li><li>・周辺に歴史の趣が感じられる建物や緑などの景観資源がある場合は、形態・意匠、色彩・素材などの工夫により、これらとの調和に配慮します。</li></ul>

## 公園

- 緑を保全するとともに、四季の移り変わりが感じられる緑を育むなど、緑を継承していきます。
- 接道部への緑化や高木による緑化など、公園内の緑が外からも見えるよう工夫を図ります。
- トイレやベンチ、照明、柵やフェンスなどは、公園の緑を意識した色彩や素材を使用するなど、緑や周辺の景観との調和を図ります。
- 公園内に塀を設ける場合は、形態・意匠を工夫するなど、平滑で単調にならないように配慮します。
- 地形の魅力を生かした整備を進めます。
- 接道部は見通しのよい植栽としたり、透過性のある柵やフェンスを使用したりするなど、公園で憩い遊ぶ人々の姿が公園の外からも感じられる工夫をします。

## 道路

- 街路樹や植樹帯の設置・維持管理等により、潤いのある景観形成に配慮します。
- カーブミラーやガードレール、道路照明、歩道橋、道路標識などの道路付属物や舗装は、配置、色彩・素材を工夫するなど、周辺の景観との調和に配慮します。
- 無電柱化に努めます。

## 河川

- 河川沿いの歩道や護岸では、緑の保全・創出により、水と緑が一体となった潤いある景観形成を進めます。

## 橋梁

- 橋梁は、周辺の景観との調和に配慮した形態・意匠・色彩・素材とします。

## その他

- 案内看板や誘導サインなどは、歩行者や車両から見えやすい位置への設置に配慮しながら、周辺の景観との調和に配慮した規模、形態・意匠、色彩とします。
- 地域のシンボルとなっている樹木はできるだけ残し、生かす工夫をします。

## 4-3 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観法では、道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園などの公共施設については、景観形成上重要な要素であることから、公共施設の管理者との協議・同意のもとに、景観計画に「景観重要公共施設」を位置付け、整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めることが可能です。また、景観計画に位置付けられることにより、各施設の管理者は、景観計画に基づいて、公共施設の整備を行うこととなります。

このため、特に良好な景観を形成している公共施設について、景観法に基づく「景観重要公共施設」の制度を積極的に活用し、文京区の魅力溢れる景観づくりを進めていきます。

### ○景観重要公共施設の指定方針

景観重要公共施設の指定に当たっては、次に示す考え方に基づき指定します。

- ①景観特性が顕著に見られ、文京区らしい魅力溢れる景観形成を進める上で重要な公共施設。
- ②区や地域のランドマークやシンボルとなっており、良好な景観形成を進める上で重要な公共施設。
- ③景観形成重点地区内において、景観形成上特に重要な公共施設。

### ○指定に当たっての考え方

景観重要公共施設は、今後の公共施設整備や都市開発等の状況を踏まえつつ、当該公共施設の管理者と協議し、同意を得た上で順次指定していきます。

### ○景観重要公共施設の整備に関する事項

※以下に掲げるものは、現段階では指定の候補箇所です。順次、管理者と協議し、同意を得た上で指定していきます。

## (1) 景観重要道路

### 1) 播磨坂（環状3号線）

播磨坂は、第二次大戦後の土地区画整理により、都市計画道路環状三号線の一部として造られたものであり、戦災復興計画の当初の構想が実現した数少ない通りです。道路の中央には緑道が整備されるなど特徴的な道路構成を有するとともに、ソメイヨシノを中心に植えられた桜並木は、ゆとりと



潤いを感じさせる区を代表する景観のひとつです。

「文京花の5大まつり」のひとつである「文京さくらまつり」の会場にもなっており、春には桜並木の景観を見に訪れる多くの人によって賑わいます。また、播磨坂のさくら並木は、「文の京都市景観賞 ふるさと景観賞（第3回）」を受賞するとともに、地域の方々の清掃活動が、「文の京都市景観賞 景観づくり活動賞（第6回）」を受賞しています。

播磨坂の整備に当たっては、ゆとりと潤いのある桜並木の景観を維持するとともに、地域の人々によって育まれ、歴史ある緑豊かな憩いの空間として、質の高い坂道景観の維持・創出を図ります。

## 2) 国道17号線（本郷三丁目交差点～追分交差点）（本郷通り）

国道17号線（本郷三丁目交差点～追分交差点）は、本郷通りの一部です。江戸時代、将軍の日光東照宮への社参の道であり、現在は幹線道路として広域的な交通を担うとともに、東京大学の赤門をはじめ、通り沿いには歴史の趣を感じさせる建築物等が建ち並ぶ、文京区の代表的な通りです。明治時代に築造された東京大学の煉瓦塀は、歩道の街路樹と融け合い、古くから地域に親しまれている景観として「文の京都市景観賞 ふるさと景観賞（第5回）」を受賞しています。



国道17号線（本郷三丁目交差点～追分交差点）の整備に当たっては、通りの歴史や沿道に建つ歴史の趣を感じさせる建築物等が醸し出す雰囲気大切にしながら、落ち着いた歩行空間の整備を図り、区の代表的な幹線道路として、魅力的な景観形成を図ります。

## (2) 景観重要河川

### 3) 神田川

神田川は、区内で唯一水面を見ることが出来る河川であり、高密度に市街化が進んだ東京を東西に横断する貴重なオープンスペースです。神田川と河川沿いの緑が織りなす景観は、区民に親しまれており、「文の京都市景観賞 ふるさと景観賞（第4回、第6回、第8回）」を受賞しています。



神田川の整備に当たっては、平成22年11月に策定された「神田川流域河川整備計画」に基づき、親水拠点や沿川緑化などの整備を進め、骨格的な水と緑による景観のネットワークを形成します。

### (3) 景観重要都市公園

#### 4) 小石川後樂園

小石川後樂園は、江戸初期に水戸徳川家の小石川別邸内に造られた回遊式泉水の大名庭園であり、国の特別史跡及び特別名勝に指定されています。

小石川後樂園の整備に当たっては、「東京都における文化財庭園等の保存管理計画書」に基づき、「大泉水」の池の護岸改修等を実施するとともに、震災・戦災で失われた建造物の復元に取り組み、歴史的資源の保全を図ります。



#### 5) 旧岩崎邸庭園

旧岩崎邸は、1896年（明治29年）に三菱創設者・岩崎家本邸として建てられました。英国人ジョサイア・コンドルによって設計されたものです。大名庭園を一部踏襲する広大な庭は、建築様式と同時に和洋併置式とされ、「芝庭」をもつ近代庭園の初期の形を残しています。1961年に洋館と撞球室が重要文化財に指定。1969年に和館大広間は洋館東脇にある袖塀とともに、1999年に煉瓦塀を含めた屋敷全体と実測図がそれぞれ重要文化財に指定されました。



旧岩崎邸庭園の整備に当たっては、国指定の重要文化財である洋館及び撞球室等について、「旧岩崎庭園の保全活用計画書」及び「周期維持管理計画」に基づき、修復・修理等を実施します。また、和洋併置式の庭園部分を改修し、歴史的資源の保全を図ります。

#### 6) 六義園

六義園は、元禄8年（1695年）、五代将軍・徳川綱吉から与えられたこの地に、柳沢吉保が築いた回遊式築山泉水庭園であり、国の特別名勝に指定されている代表的な大名庭園です。現在は、春の桜や秋の紅葉の名所として区民をはじめ、多くの観光客が訪れます。

六義園の整備に当たっては、「東京都における文化財庭園等の保存管理計画書」に基づき、歴史的資源の保全を図ります。





## 第5章 景観資源の保全

区内には、地域の歴史を物語る歴史的な建物やまち並みのシンボルとなっている樹木が数多くあり、文京区ならではの景観をつくる重要な景観資源となっています。それらを守り、引き継いでいくことは、文京区らしい魅力溢れる景観づくりを進めていく上で重要です。

景観法では、地域の景観を特徴付けている建造物や樹木を「景観重要建造物」あるいは「景観重要樹木」に指定し、保全を図る制度が定められました。

本章では、その指定方針を示し、所有者の意向を踏まえた上で指定していくことを検討します。

### 5-1 景観重要建造物の指定方針

地域の住民に親しまれているとともに、地域の景観を特徴付けている建造物であり、道路やその他の公共の場所から容易に望むことが可能なもののうち、次のいずれかに該当する建造物。

- ①地域の歴史や文化と関連が深い建造物
- ②地域のランドマークやシンボルとなっている建造物
- ③地域の新たな景観づくりに資する建造物

### 5-2 景観重要樹木の指定方針

地域の住民に親しまれているとともに、地域の景観を特徴付けている樹木であり、道路やその他の公共の場所から容易に望むことが可能なもののうち、次のいずれかに該当する樹木。

- ①地域の歴史や文化と関連が深い樹木
- ②地域のランドマークやシンボルとなっている樹木





## 第6章 屋外広告物の表示等に関する方針

屋外広告物は、多くの人の目にとまり広告すべき情報を伝達する目的があります。そのため、景観に与える影響も大きいといえます。まちの中には、建築物の壁面や屋上に設置された数多くの屋外広告物が設置されており、時に無秩序に設置された屋外広告物が良好な景観を損ねる要因として扱われる例もあります。しかし、その一方で、近年は地域のまちづくりと連携し、建築物との調和や景観としての統一感を意図した優れたデザインの屋外広告物も増えつつあります。

こうした取組を広げて良好な景観を形成していくため、屋外広告物の規制と建築物等についての景観誘導を一体的に行っていきます。

### 6-1 景観計画区域内における屋外広告物の表示に関する基本方針

- ①屋外広告物は、屋外広告物条例に基づく許可が必要なものはもとより、自家用及び公共広告物などを含め、規模、位置、色彩などのデザインなどが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に貢献するような表示・掲出とする。
- ②神田川景観基本軸や公園、緑地、大規模な緑のまとまりを有する敷地の周辺では、緑や地形などの地域の景観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に十分配慮し、屋外広告物を表示・掲出する。
- ③歴史的資産の周辺では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残す景観などに配慮して、屋外広告物を表示・掲出する。
- ④大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模などについて十分配慮する。
- ⑤幹線道路等においては、道路修景や地域のまちづくりの機会などを捉えて、屋外広告物の表示に関するルールを定めるなど、風格のある沿道の景観形成を進めていく。
- ⑥地域の活性化は、大規模で過剰な広告物の掲出ではなく、美しく落ち着いた景観の形成をはじめとする地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興やまちづくりを進めていく。
- ⑦地域特性を踏まえた統一感のある広告物は、景観の個性や魅力を高め、観光振興にも効果があることから、広告物の地域ルールを活用した景観形成を積極的に進めていく。

## ○文化財庭園等景観形成特別地区における基準

文化財庭園等景観形成特別地区における屋外広告物の表示については、東京都屋外広告物条例に定める一般的な基準に加えて、以下の基準を定めます。

文化財庭園等、貴重な文化遺産を保存・継承するため、庭園等の周辺において良好な景観を形成し、庭園等の内部からの眺望を保全する。

景観形成特別地区に指定した文化財庭園等の周辺では、屋外広告物の表示・掲出に関する基準は次の表に示すとおりとする。

### ■屋外広告物の表示等の制限

<表示等を制限する範囲（規制範囲）>

景観形成特別地区の区域内で、かつ、地盤面から20m以上の部分を規制範囲とします。

<規制範囲内で表示できる屋外広告物>

次の広告物に限り、表示することができます。ただし、表示等に当たっては、次の表に定める基準によります。

- ・自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）
- ・公共公益目的の広告物
- ・非営利目的の広告物

表 6-1 文化財庭園等景観形成特別地区における基準

区分	表示等の制限に関する事項																								
屋上設置の広告物	□地盤面から20m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。																								
建物壁面の広告物	□地盤面から20m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。																								
広告物の色彩	<p>□建物の壁面のうち、高さ20m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【色相】</th> <th>→</th> <th>【彩度】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1 R~1 O R</td> <td></td> <td>→</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>0.1 Y R~5 Y</td> <td></td> <td>→</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>5.1 Y~1 O G</td> <td></td> <td>→</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1 B G~1 O B</td> <td></td> <td>→</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>0.1 P B~1 O R P</td> <td></td> <td>→</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>	【色相】		→	【彩度】	0.1 R~1 O R		→	5以下	0.1 Y R~5 Y		→	6以下	5.1 Y~1 O G		→	4以下	0.1 B G~1 O B		→	3以下	0.1 P B~1 O R P		→	4以下
【色相】		→	【彩度】																						
0.1 R~1 O R		→	5以下																						
0.1 Y R~5 Y		→	6以下																						
5.1 Y~1 O G		→	4以下																						
0.1 B G~1 O B		→	3以下																						
0.1 P B~1 O R P		→	4以下																						
表示等の制限の例外	□建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示できる。																								

## 6-2 ガイドラインに基づく屋外広告物の協議・誘導

文京区では、良好な景観の形成を図るため、「文京区屋外広告物景観ガイドライン」に基づき、区独自に屋外広告物に対して協議を行ってきました。今後もこの仕組みを活用しながら、屋外広告物の誘導を図ります。

### ＜協議の対象となる行為・規模＞

広告物の新設や表示の変更などを行う場合、以下に掲げるものは協議の対象となります。

#### ○対象となる行為

対象行為を次のとおり定めます。

表6-2 対象となる行為

対象	
屋外広告物	新設、増設、改造、又は移設その他外観の過半にわたる表示の変更
特定屋内広告物* <sup>1</sup>	

\* 1 建築物の窓、扉その他の内部を見通すことができる壁面の内側に直接又は間接に貼付等を行い、常時又は一定の期間継続して公衆に表示するもの。

#### ○対象となる規模

対象規模を次のとおり定めます\*<sup>2</sup>

表6-3 対象となる規模

広告の種類	地域・地区	規模
自家用広告	第1種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種文教地区 風致地区	表示面積の合計が5㎡を超えるもの* <sup>3</sup>
	その他の地域・地区	表示面積の合計が10㎡を超えるもの* <sup>3</sup>
その他の広告	すべて (ただし適用除外要件に該当するものは除く)	

\* 2 表に定める規模のほか、東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可を必要とするものは対象とする。

\* 3 屋外広告物と特定屋内広告物が同じ敷地にある場合は、両方の表示面積を合算する。



## 第7章 景観形成の推進

景観は長い時間をかけて形成されるものであるため、景観づくりを担う区民等・事業者・区がそれぞれの役割を果たしながら、できることから取組を進めることが大切です。ここでは、景観形成推進のために必要な事項を定めます。

### 7-1 区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働による景観づくり

文京区らしい魅力的な景観づくりを推進していくためには、表面的なデザインの積み重ねだけでなく、区民等の地域への愛着や誇り、地域の個性が育まれていくことが重要です。そのためには、区民等・事業者・区のそれぞれが景観づくりの主体であることを認識し、役割を果たしながら、景観づくりに関わる様々な取組を協働で実践していくことが求められます。

#### ○区民等の役割

- ・区民等は、景観に対して意識・関心を持ち、良好な景観形成に関する理解を深めるとともに、一人ひとりが日々の暮らしの中でできる景観づくりに関する活動や、地域の人々と協力しながら行う景観づくりに主体的・積極的に取り組みます。
- ・区民等は、建築行為等を行う際には、周辺の景観に配慮、貢献するよう取り組みます。
- ・区民等は、区が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めます。

#### ○建築行為等を行う事業者の役割

- ・建築行為等を行う事業者は、宅地分譲やマンション建設などを目的とした土地の開発事業や、建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、広告物の表示等の事業活動を行う際には、地域の歴史や景観の特徴を理解するとともに、周辺の景観に与える影響を認識し、地域の景観に配慮、貢献するよう取り組みます。
- ・建築行為等を行う事業者は、建築等に関する専門家として、本計画の主旨を十分に理解し、良好な景観形成のための具体的な手法等を建て主や区民等に提供するなど、区が実施する景観形成に関する施策に協力します。
- ・建築行為等を行う事業者は、区民等が取り組む景観づくりに協力します。

#### ○区の役割

- ・区は、景観づくりの方向性を示すとともに、区民や事業者、国、東京都及び隣接区と連携し、区内の景観形成に積極的に取り組みます。
- ・区は、景観形成に関する情報提供を積極的に行いながら、区民等や建築行為等を行う事業者が主体的に景観づくりに取り組める環境を整え、支援します。
- ・公共施設の整備等において積極的な景観整備を行うこと等により、文京区らしい魅力的な景観形成に先導的な役割を果たします。

## 7-2 景観づくりの推進体制

### (1) (仮称) 文京区景観づくり条例の制定

条例には、景観法に基づく本計画の策定や実施に関すること、(仮称)景観づくり審議会の設置など、景観法に基づく景観施策を実施するために必要な事項や、景観形成の向上に貢献した事例等の表彰に関することなどを定め、景観づくりを推進していきます。

### (2) (仮称) 文京区景観づくり審議会の設置

景観にかかわる重要事項を審議するための機関として、学識経験者や区民などで構成する景観づくり審議会を設置します。

＜文京区景観づくり審議会の主な審議事項＞

- ①景観計画の策定、見直し及び変更に関すること
- ②届出にかかわる勧告、変更命令に関すること
- ③景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関すること
- ④ガイドラインの策定に関すること
- ⑤表彰及び支援に関すること
- ⑤その他、文京区の良い景観形成に関して区長が必要と認める事項

### (3) 建築行為等の協議体制

建築物の建築等や工作物の建設等、開発行為などに当たっては、条例及び景観法に基づく届出制度を活用し、良好な景観形成のための指導・誘導を行います。また、そのためには、専門的な知見を踏まえることが必要不可欠であることから、景観形成にかかわる専門的な助言を得るため、景観アドバイザーを活用していきます。

実施に当たっては、事業者等に対し、制度の内容や景観への配慮の仕方などについて、ガイドライン等を用いて分かりやすく説明するとともに、協議物件を定期的に見て回るなどチェック体制を強化し、変更届等のないものには注意を促していきます。建築等の完了時には現地を確認し、届出の内容と相違がある場合には改善してもらう等、良好な景観の形成を推進していきます。

#### **(4) 市内の推進体制**

景観づくりを推進するため、多岐にわたる課題を調整しながら総合的に行政運営を行う必要があります。そのため市内においては、景観づくりにかかわる関連情報の共有や情報提供、計画や事業実施に当たっての相互調整など、横断的な体制により、景観づくりを推進していきます。

#### **(5) 東京都及び隣接区との連携**

東京都景観計画に定められた「神田川景観基本軸」及び「文化財庭園等景観形成特別地区」を引き継ぐとともに適切な役割分担をしながら、東京都と連携して景観形成を推進していきます。

また、隣接区における景観施策との連続性なども考慮し、適宜情報交換を行うなど、隣接区と連携しながら景観形成を推進していきます。

【届出制度の流れ】

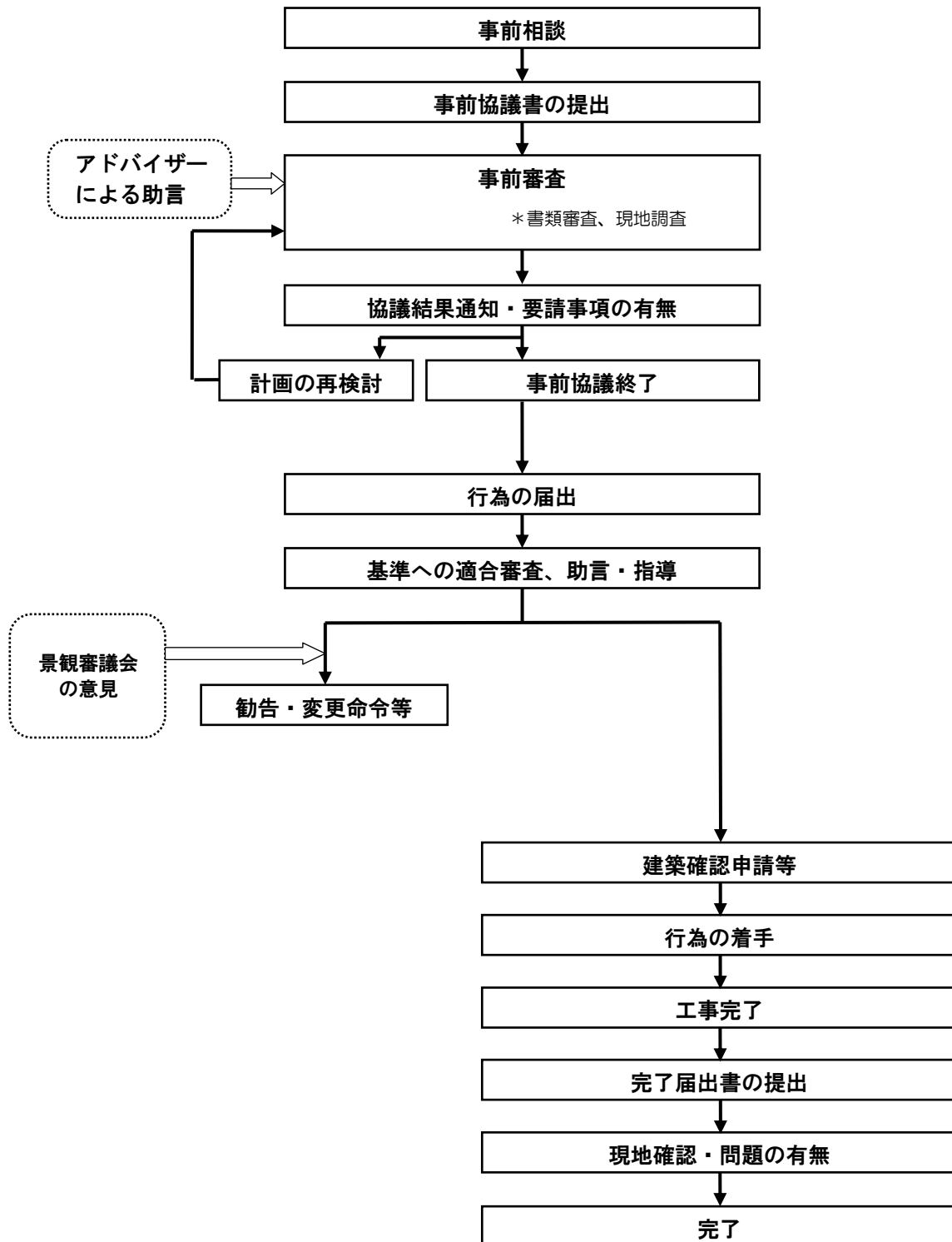


図 7-1 届出制度の流れ（イメージ図）



## 7-3 計画の見直し

届出制度の運用状況等、景観計画の推進に関することについては、定期的に景観審議会に報告し、意見を聴取します。

その上で、地域の景観に対する意識の醸成や土地利用状況の推移、社会状況の変化、計画の運用状況等を踏まえ、必要に応じて景観計画の見直しを検討します。

計画の見直しに当たっては、景観審議会の審議を経て行います。

## 7-4 景観づくりの推進施策

区では、平成13年度より、景観形成に貢献した建物等や地域活動を表彰する「文の京都市景観賞」を実施しています。また、文京区のまち並みを景観の観点で眺め、まちの良いところ・悪いところを再発見していく「まち並みウォッチング」を実施しています。今後もこれらの取組を継続的に実施するとともに、以下の取組の検討を進め、地域への愛着や誇りを培いながら景観づくりの推進を図ります。

### ①パンフレットやガイドラインの作成等による情報発信

景観計画の概要を分かりやすくまとめたパンフレットや、主に届出等の際に使用する景観形成基準の内容を具体的に示した「(仮称)景観ガイドライン～中高層建築物編～」、届出等の必要の有無に関わらず建築物の建築等に役立つ景観づくりのヒント集となる「(仮称)景観ガイドライン～戸建住宅編～」の作成、ホームページ、ソーシャルメディアなどを活用した景観づくりに関する情報提供を行うなど、積極的な情報発信の実施。

### ②子ども向けの景観教育

次世代を担う子ども達を対象に、景観にかかわるテーマを素材とした学びの機会やイベントの開催などの景観に関する普及啓発など、将来、景観づくりに積極的に参加してもらう土台の構築。

### ③シンポジウム等の開催

身近な景観に目を向け、その価値や大切さについて理解を深め、自ら景観づくりに積極的に取り組んでもらうために、区民等や事業者を対象とした景観に関するシンポジウムや講座などの開催。

### ④(仮称)景観づくり団体の登録制度の創設

区内の各地で景観づくりに取り組む活動団体を登録する制度を設け、活動に取り組む区民等同士及び区との交流や情報交換、さらには、互いに協力しながら活動を発展させることができるような機会を創出。

### ⑤景観形成重点地区の指定等

景観づくりに対する気運の高い地区などでは、地域住民と区が協働で景観づくりのための検討を行い、合意形成を図った上で、景観形成重点地区に指定。

また、景観形成重点地区において、景観に関するルールのさらなる強化や法的担保などが求められた場合には、景観法に基づく景観地区や景観協定の活用を図るなど、地区固有の資源や特性を生かしたきめ細かな景観づくりを推進。